

ユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム ベルライブ 「指定短期入所生活介護」運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人悠人会が設置するユニット型指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム ベルライブ（短期入所生活介護）（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員等（以下「短期入所生活介護従業者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図るものとする。
 - 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 4 前3項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 ユニット型指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム ベルライブ
- （2）所在地 大阪府堺市堺区南安井町3丁1番1号

（事業所の入所定員）

第4条 この事業所の入所定員は7名とする。尚、当該事業所と一体的に指定介護予防短期入所生活介護を実施する場合は、両事業の利用者数の合計が、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

ユニット数：5階（5丁） 1ユニット（4番…7名）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	配置数	業務内容
施設長（管理者）	1 名	施設の業務を統括する。
生活相談員	1 名	利用者及び家族の全般的な相談援助
看護職員	8.4 名	医師とともに健康管理を行う。
介護職員	44.2 名	利用者の日常生活の介護を行う。
機能訓練指導員	1 名	利用者の機能回復、維持の訓練・指導
介護支援専門員	3 名	利用者の介護支援に関する業務
医師	非常勤 1 名	利用者の診察・保健衛生の管理指導
（管理）栄養士	1 名	給食管理、利用者の栄養指導
事務職員	1.9 名	窓口会計、施設職員勤怠管理ほか

※ 上記職員の配置及び勤務体制は入居 88 室、短期入所 7 室の合計を対象としています。

(指定短期入所生活介護の内容)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

①短期入所生活介護計画の作成

②食事 朝食 7 : 0 0 ~ 8 : 0 0
 昼食 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
 夕食 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

食事は原則として、各ユニット内の食堂にて提供する。

③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）

週に 2 回。但し、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合がある。

④看護（健康管理）

⑤介護（退所時の支援も行います）

⑥機能訓練（レクリエーション）

⑦相談援助サービス

⑧理美容サービス

⑨行政手続き代行

⑩その他

(虐待防止に関する事項)

第 7 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

2（身体拘束等）

当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束は行わない。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとする。

（秘密保持等）

第 8 条 当事業所の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

（利用料等）

第 9 条 指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕を提供した場合の

利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 12 年 2 月 10 日厚告第 19 号）及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省告示第 127 号）に定める額（以下「居宅介護サービス費用基準額」という）とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、居宅介護サービス費用基準額によるものとする。

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。
- 3 前項のほか、次の各号に掲げる費用の支払いを受ける。なお、居住費と食費の利用料金については、利用者の所得に応じ負担限度額が設定される。

- (1) 居住費 利用料金：1 日あたり 3,000 円 （第 4 段階の方）

利用者負担段階による利用料金は次のとおり。

第 3 段階の方は “ 1,370 円

(2) 食費 利用料金： 朝食 3 6 1 円
 昼食 5 8 2 円（おやつ代 61 円含む）
 夕食 6 6 0 円

第3段階①の方は	1日あたり	1000円
第3段階②の方は	1日あたり	1300円

第2段階の方は	〃	600円
第1段階の方は	〃	300円

(4) 送迎費用	当事業所の定める送迎区域外 からのご利用の場合	5 k m毎 5 0 0 円
----------	----------------------------	----------------

(5) 理容代金	1回あたり	実 費
(6) レクリエーション、クラブ活動費		実 費 (別途消費税要)
(7) 行事費		実 費 (別途消費税要)

(8) 前号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。 実 費 (別途消費税要)

4 その他、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについて徴収する。

5 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

6 サービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

7 第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う1ヵ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

8 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護〔指定

介護予防訪問サービス] の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（通常の送迎の実施地域）

第 11 条 通常の送迎の実施地域は堺市区域とする。

（衛生管理等）

第 12 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時の対応）

第 13 条 当事業所は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、救急搬送または速やかに主治医又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じ、ご利用者の家族へ連絡致します。

①協力医療機関

医療機関の名称	ベルランド総合病院
所在地	大阪府堺市中区東山 500-3
診療科	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、神経科 等
医療機関の名称	府中病院
所在地	大阪府和泉市肥子町 1-10-17
診療科	内科、外科、整形外科 脳外科等
医療機関の名称	ベルピアノ病院
所在地	大阪府堺市西区菱木 1 丁 2 3 4 3 番 1 1

診療科	内科、外科、整形外科 等
-----	--------------

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 祐愛会 西村歯科
所在地	大阪府堺市堺区鉄砲町16番1号 七道駅前マンション1階
医療機関の名称	奥田歯科医院
所在地	大阪府堺市北区中百舌鳥町5丁729

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回（うち1回は夜間を想定した訓練）定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 当事業所は、非常災害時等の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

(苦情処理)

第15条 指定短期入所生活介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 当事業所は、提供した指定短期入所生活介護のサービスに関し、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 当事業所は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第16条 当事業所は、入居者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族、ご利用の居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
当事業所は、入居者に対する指定短期入所生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 当事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 当事業所は指定短介護予防期入所生活介護に関する記録を整備し、堺市の条例に基づき、下記の通り保存するものとする。
 - ・具体的なサービスの内容等の記録・・・サービス提供した日から5年間保存
 - ・上記以外の記録(介護計画・苦情・事故等)・・・完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人悠人会と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

平成16年9月21日 一部改訂 (第9条第3項)

平成17年10月1日 一部改訂 (第9条第3項、並びに次の文言の該当箇所を変更

「小規模生活単位型指定介護老人福祉施設

から「ユニット型指定介護老人福祉施設」)

平成18年4月1日 一部改定 (第4条)

平成24年4月1日 一部改定 (第7条追加、第9条第3項(1)変更、第12条①②追加、第13条2項追加、第15条追加)

平成25年6月1日 一部改定 (第7条変更、第16条4項変更)

平成26年4月1日 一部改定 (第9条第3項(3)(6)(7)(8)変更)

平成27年8月1日 一部改定 (第9条1項変更)

平成28年3月16日 一部改定 (第9条7項変更)、12条一部追加

2020年3月1日 一部改定 (利用料等) 第9条(5)変更)

2022年3月1日 一部改訂 (第4条ユニット数変更・ユニット入居定員
5丁3番 8名削除・第5条 職員の区分及び定数
生活相談員・機能訓練指導員・事務員数変更)

2024年4月1日 一部改訂

第2条 3追加・第7条一部変更・第9条 (2) 食費・おやつ変更

第10条 追加・第12条 2一部変更

2024年8月1日 一部改訂

第3条 3 (1) 居住費変更